

### 石川県 H監理団体

#### 【監理団体概要】

実習生の国籍：ベトナム、タイ、インドネシア、ネパール、中国

実習生の職種：農業関係、建設関係、食品製造関係、繊維・衣服関係、機械・金属関係等

【ポイント】 ✓監理団体傘下の実習実施者が海外子会社の発展に資する人材育成を目指し、帰国後も元実習生をフォローアップ  
✓元実習生は技能実習で修得した知識や技能を活用し、現地子会社のリーダーとして活躍

#### 帰国後、元実習生をフォローアップ

実習実施者は、ベアリング部品の旋削加工会社である。技能・スキルアップの伝承のみならず、国境を越えた良好な人間関係を構築することこそが、グループ企業間の発展に直結するとして、毎年定期的にタイからの実習生を受け入れている。

実習期間中は特定の工程に特化することなく、全ての工程でのスキルアップを目指すと共に、リーダー候補としての人材育成を行っている。

元実習生は、3年間の機械加工実習を修了し、帰国後、同社の子会社で現地社員の技術系のリーダー等として活躍している。

実習実施者は、帰国した元実習生に教育訓練としてリーダーシップ研修等を受講させたり、日本語での業務日報を日本本社に送信させる等して日本本社とのコミュニケーションを継続して行っており、元実習生のフォローアップを続けている。

#### 日本で修得した知識や技能を発揮し、活躍

帰国後、子会社のリーダーとして採用された元実習生は、日本での実習中に修得した「切断」及び「旋削」工程等の高レベルスキルを遺憾なく発揮している。同スキルを現地スタッフに教育指導しながら、リーダーシップを発揮している（写真①②）。



写真①元実習生（タイ子会社にて）



写真②元実習生(管轄するタイの工場の前で)

### 徳島県 J監理団体

#### 【監理団体概要】

実習生の国籍：カンボジア、ミャンマー、タイ

実習生の職種：耕種農業、畜産農業、婦人子供服製造、そう菜製造業等

**【ポイント】** ✓監理団体が独自に作成した「評価書」、「推薦状」を発行し、実習生の母国での就職や昇進を支援  
 ✓SNSを活用して、元実習生のフォローアップを実施

「評価書」と「推薦状」を発行し、実習生の母国での就職や昇進を支援

監理団体が独自に各実習生の「評価書」、「推薦状」を作成し、送出機関に母国語翻訳を依頼している。技能実習終了後、元実習生に「評価書」（写真①）、「推薦状」（写真②）を交付し、帰国後の就職や昇進を支援している。  
 帰国後、管理職に登用されて給料が増加した事例もある。

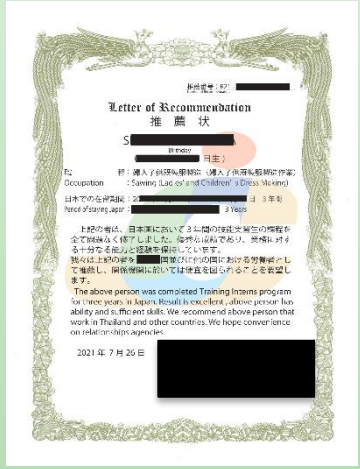
帰国後はSNSを活用して技術指導支援を実施

元実習生の帰国後、SNSを活用してコミュニケーションを継続している。元実習生から日本で修得した技能について質問があった場合は、実習実施者を通じてSNSのテレビ機能等を利用して、回答している。元実習生からの連絡等にはなるべく24時間以内の回答を心掛けている。フォローアップを確実に行うよう、送出機関にも元実習生の調査を依頼している。

技能実習における能力評価 個人評価書(帰国後)

評価項目	評価内容	評価
1. 労働者としての基礎知識	1. 労働者としての基礎知識(労働法、労働安全衛生法、労働基準法、労働組合法、労働契約法、労働争議処理法、労働関係調整法、労働時間、労働賃金、労働災害、労働争議の処理等)に関する知識を有している。	3
2. 労働者としての基礎技能	2. 労働者としての基礎技能(労働法、労働安全衛生法、労働基準法、労働組合法、労働契約法、労働争議処理法、労働関係調整法、労働時間、労働賃金、労働災害、労働争議の処理等)に関する技能を有している。	4
3. 労働者としての基礎態度	3. 労働者としての基礎態度(労働法、労働安全衛生法、労働基準法、労働組合法、労働契約法、労働争議処理法、労働関係調整法、労働時間、労働賃金、労働災害、労働争議の処理等)に関する態度を有している。	4
4. 労働者としての基礎能力	4. 労働者としての基礎能力(労働法、労働安全衛生法、労働基準法、労働組合法、労働契約法、労働争議処理法、労働関係調整法、労働時間、労働賃金、労働災害、労働争議の処理等)に関する能力を有している。	3
5. 労働者としての基礎知識・技能・態度・能力	5. 労働者としての基礎知識・技能・態度・能力(労働法、労働安全衛生法、労働基準法、労働組合法、労働契約法、労働争議処理法、労働関係調整法、労働時間、労働賃金、労働災害、労働争議の処理等)に関する知識・技能・態度・能力を有している。	4
6. 労働者としての基礎知識・技能・態度・能力	6. 労働者としての基礎知識・技能・態度・能力(労働法、労働安全衛生法、労働基準法、労働組合法、労働契約法、労働争議処理法、労働関係調整法、労働時間、労働賃金、労働災害、労働争議の処理等)に関する知識・技能・態度・能力を有している。	4
7. 労働者としての基礎知識・技能・態度・能力	7. 労働者としての基礎知識・技能・態度・能力(労働法、労働安全衛生法、労働基準法、労働組合法、労働契約法、労働争議処理法、労働関係調整法、労働時間、労働賃金、労働災害、労働争議の処理等)に関する知識・技能・態度・能力を有している。	4
8. 労働者としての基礎知識・技能・態度・能力	8. 労働者としての基礎知識・技能・態度・能力(労働法、労働安全衛生法、労働基準法、労働組合法、労働契約法、労働争議処理法、労働関係調整法、労働時間、労働賃金、労働災害、労働争議の処理等)に関する知識・技能・態度・能力を有している。	4
9. 労働者としての基礎知識・技能・態度・能力	9. 労働者としての基礎知識・技能・態度・能力(労働法、労働安全衛生法、労働基準法、労働組合法、労働契約法、労働争議処理法、労働関係調整法、労働時間、労働賃金、労働災害、労働争議の処理等)に関する知識・技能・態度・能力を有している。	4
10. 労働者としての基礎知識・技能・態度・能力	10. 労働者としての基礎知識・技能・態度・能力(労働法、労働安全衛生法、労働基準法、労働組合法、労働契約法、労働争議処理法、労働関係調整法、労働時間、労働賃金、労働災害、労働争議の処理等)に関する知識・技能・態度・能力を有している。	4

写真① 評価書



写真② 推薦状

### 東京都 T 監理団体

#### 【監理団体概要】

実習生の国籍：ベトナム、カンボジア、中国

実習生の職種：婦人子供服製造、下着類製造

【ポイント】 ✓技能実習で修得した縫製技術を活用して、帰国後、縫製業を起業  
✓元実習生とSNSを活用して関係性を維持し、フォローアップ

帰国後、仕事場を設け、縫製業を起業

カンボジア人元実習生は、5年間の婦人子供服製造の実習を受けた。縫製技術、日本語習得に非常に熱心であった元実習生は2022年4月に実習を修了し、帰国した。

帰国後は、縫製用の仕事場を設け、縫製作業に必要なミシン、定規、アイロン、ボディ（人の体型をした台）等を揃え、縫製の仕事を始めた（写真①②）。

家族の介護に専念した時期を経て、2023年に入り、洋服づくりを再開し、また、地元の企業からカーテン等の受注も受けている。

元実習生とSNSを活用して連絡を取り合い、関係を維持

元実習生の帰国時、実習実施者は日本の布（日本の布はカンボジアでは非常に高価で高品質）を持たせ、帰国後、実習で学んだ技術を活用して仕事ができるように支援した。

帰国後もSNSを通じて連絡を取り合っており、元実習生からは、生活状況や起業準備の際の写真等が送られてきている。コミュニケーションは日本語で行っているが、複雑な内容はカンボジア語通訳を介して行っている。

日本での技術を修得し、帰国後、母国において縫製の仕事に就く元実習生の活躍を期待している。



写真① 仕事場



写真② 仕事場で作業中